東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 26 年 12 月４日

東北地方整備局長　縄田　　正

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	45号	仙台市宮城野区日の出町一丁目一番二五から同市宮城野区日の出町一丁目五番三二までの上り線

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成26年11月20日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年 12 月４日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

氏名　山林　敏明

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　大阪第3427号

事務所の所在地　大阪市北区西天満三丁目５番18号第三新興ビル406号

違反行為　他人による業務の取扱い

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月４日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成26年11月20日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　椿本西日本株式会社　代表取締役　川上　満夫　福岡県福岡市博多区博多駅南４－15－８　国土交通大臣許可（特―24）第9977号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における機械器具設置工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注１）「機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から機械器具設置工事を請け負う営業をいう。

（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成26年12月５日から平成26年12月26日までの22日間

4　処分の原因となった事実　椿本西日本株式会社は、民間発注者から請け負った監理技術者の配置が必要な工事において、資格要件を満たさない者を配置していた。また、実際の現場には技術者を配置していなかった。別の民間発注者から請け負った工事についても同様の行為を行っていた。

このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月４日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成26年11月17日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　バブ日立工業株式会社　小橋　　徹　広島県呉市宝町５－３　国土交通大臣許可（般・特―22）第18807号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年10月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月４日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成26年11月17日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コムパス株式会社　植野　　伸　岡山県岡山市北区下中野1222―７　国土交通大臣許可（般―22）第4525号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年10月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月４日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成26年11月17日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　占部建設工業株式会社　占部　　誠　広島県福山市地吹町18―16　国土交通大臣許可（特―24）第1863号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年10月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第２４０号

北海道士別市東９条５丁目１番地４

申立人　佐藤　明美

申立人代理人弁護士　大窪　和久

本籍北海道上川郡剣淵町1811番地、最後の住所北海道上川郡剣淵町緑町５番６号、死亡の場所北海道上川郡剣淵町、死亡年月日平成26年４月30日、出生の場所北海道上川郡士別町、出生年月日昭和23年７月18日、職業自営業

被相続人　亡　佐藤　　豪

事務所旭川市東４条４丁目２番７号　中村元弥法律事務所

相続財産管理人　松ヶ瀬雄太

旭川家庭裁判所名寄支部

平成２６年（家）第３４４号

茨城県水戸市桜川２丁目２番35号　茨城県産業会館内

申立人　茨城県信用保証協会

本籍茨城県行方市於下1005番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県行方市、死亡年月日平成25年１月４日、出生の場所茨城県行方郡行方村、出生年月日昭和２年３月31日、職業無職

被相続人　亡　大橋　　淳

事務所茨城県鹿嶋市鉢形1084番地22

相続財産管理人　大曽根佑一

水戸家庭裁判所麻生支部

平成２６年（家）第３０５２号

茨城県古河市東４丁目４番15号

申立人　中川　ハツ

本籍東京都大田区西馬込１丁目12番地、最後の住所不明、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日昭和62年５月２日、出生の場所山形県東置賜郡宮内町、出生年月日昭和８年６月21日、職業不明

被相続人　亡　中川　幸輔

事務所茨城県坂東市岩井4945―４　角口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　角口　貴秋

水戸家庭裁判所下妻支部